

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めに申込みください。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

【ご注意】

○平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せは

日本年金機構 国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）→0570-011-050

050から始まる電話でおかけになる場合 →03-6731-2015

白河年金事務所 0248-27-4164 音声案内9→2

受付時間 月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）はご利用いただけません。
※ナビダイヤルは一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

被災時の納税地が福島県内の下記の地域内にあった方の税務手続のお知らせ

（地域）田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

東日本大震災が発生した平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限を延長していましたが、平成26年1月31日付国税庁告示により、上記地域に係る延長措置は終了することとなりました。

●すべての国税の申告・納付等については、平成27年3月31日(火)までに手続をお願いします。

※平成23年3月11日以後に期限が到来するすべての税目に係る申告・納付等の手続が対象となります。例えば、申告所得税の場合、平成22年分以降の申告等が対象となります。

●まずは上記地域を所轄する税務署または最寄りの税務署まで電話等によりご連絡ください。

※お電話は、自動音声案内に従って「0」番（電話相談センター）を選択してください。

【上記地域を所轄する税務署】

福島税務署 ☎024（534）3121：川俣町

郡山税務署 ☎024（932）2041：田村市

相馬税務署 ☎0244（36）3111：南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、

浪江町、葛尾村、飯舘村

【最寄りの税務署】

白河税務署 ☎0248（22）7111

●申告相談の予約

平成26年2月以降、各税務署では申告相談を受け付けていますが、税務署は混雑することが想定されますので、東日本大震災に係る申告相談については、電話による事前のご予約をお願いします。

※電話によるご予約は、平日の午前9時から午後5時まで受け付けております。

●申告・納付等の手続が困難な方へ

平成27年3月31日(火)においても申告等が困難な方については、更なる延長措置を受けることができますので、その場合には、所轄税務署または最寄りの税務署までご連絡ください。

また、申告は可能であっても、一時に納付することが困難な方については、申請により、最長で3年間、納税の猶予を受けることができます。

町嘱託職員募集のお知らせ

町では、次のとおり嘱託職員を募集します。

募集内容	職種	募集人員	応募資格等	雇用条件等
①一般事務	②保育士	若干名	パソコン（Word、Excel）の基本的操作ができる方	雇用条件 町の規定による
		若干名	保育士、幼稚園教諭両方の資格免許をお持ちの方	
③労務員		若干名	I 道路建設工事に従事した経験を有する方 普通自動車免許一種を有し、マニュアル車も運転できる方	雇用期間 平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
			II 危険物取扱者乙種第4類の資格をお持ちの方 中型自動車免許一種を有している方	

申込方法 履歴書に必要事項を記入し、資格免許証・運転免許証の写し等を添付の上、3月14日(金)までにお申し込みください。申込者の中から選考して雇用します。

☎（申込み先） 総務課 行政管理係 ☎（42）2111

町奨学生を募集します

町では、矢吹町出身者で経済的な理由により就学困難な学生の皆さんに、無利子で教育資金の貸し付けを行っています。平成26年度は次のとおり奨学生を募集します。

奨学資金 左表のとおりです。

募集人員 ①高等学校・高等専門学校…若干名
②短期大学・大学…若干名

利用条件（①から④すべてに該当すること）

①高等学校（県内）、高等専門学校、短期大学、大学に入学または在学している方

②高等学校の場合は、引き続き1年以上矢吹町に住所のある方。高等専門学校、短期大学、大学の場合は入学するまで1年以上矢吹町に住所のあった方

③経済的な理由で、就学が困難と認められること。

④国、または他の団体から同種の奨学金の貸与を受けていないこと。

申込方法 4月1日(火)から4月30日(水)までに学校教育課にお申し込みください。その他、詳しくは下記までお問い合わせください。

☎ 学校教育課 教育総務係 ☎（44）4400

『ことぶき大学』受講生募集

ことぶき大学は、月1回の本講座のほか、夏と秋の研修旅行、12分科部（月1～2回）で活動しています。多くの仲間と一緒に教養を高めながら、趣味を広げてみませんか。

●対象者 おおむね50歳以上の一般町民 ●入講費 1,200円 ●分科部費 1分科部 2,000円

●申込期限 3月24日(月)

●申込場所 新たに申込みをされる方は、中央公民館へ。

現在の受講者は、入講費は地区委員長へ、分科部費は部長に納めてください。

●12分科部の日程

分科部名	曜日	学習週	時間	分科部名	曜日	学習週	時間	
舞踊部	月	第1・3	10:00～12:00	民謡部	火	第2・4	9:30～11:30	
編み物部	水	第1・3	9:30～11:30	調理部	水	第2・4	9:30～11:30	
詩吟部	木	第1・3	13:00～15:00	園芸部	木	第2・4	13:00～15:00	
書道部	午前の部	金	第1・3	9:30～11:30	川柳部	金	第2	9:30～11:30
	午後の部			13:00～15:00	陶芸部	土	第2・4	13:00～16:00
生花部	1班	木	第2 第4	13:00～15:00	絵画部	土	第3	13:30～15:30
	2班				日	月の最終	9:30～11:30	
版画部	土	第1・3	9:30～11:30	☎ 中央公民館 ☎（42）2829				